

<(参考)御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条>

(交付の範囲)

第4条 市長は、前条に定める区域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する個人に対して、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の受理又は建築確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 御殿場市税に滞納がある者

(4) 建売住宅建築者及び建売住宅を購入等する者

(5) 売却又は譲渡等の目的で専用住宅を建築、増築及び改築する者

(6) 売却又は譲渡等の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者

(7) 貸家又は別荘その他生活の本拠以外の目的で専用住宅を建築、増築及び改築する者

(8) 貸家又は別荘その他生活の本拠以外の専用住宅に浄化槽を設置する者

(9) 前住所における住居が合併処理浄化槽を設置済みである者（前住所が御殿場市外、前住所における住居が集合住宅等又は親等の住居から別の住居に移転する場合を除く。）

(10) 設置された合併処理浄化槽を更新又は改築する者

(11) 公共事業又は公共事業に類する事業に起因して浄化槽を設置する場合で、浄化槽の設置に関連する費用に対し補償金等の支払いを受ける者